



長崎県公報

目 次

<p>◎ 訓 令</p> <p>○長崎県電子署名規程の一部改正</p> <p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関の指定の一部改正 ○指定代理金融機関の指定の一部改正 ○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正 ・ 保安林の指定の解除の予定（2件） ○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍調査の成果の認証 ・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 ・ 土地改良区の役員の就退任 ・ 県営土地改良事業変更計画の決定 	<p>所管課（室）名</p> <p>総 務 文 書 課</p> <p>財 政 課</p> <p>〃</p> <p>農 政 課</p> <p>林 政 課</p> <p>教育庁総務課</p> <p>土 地 対 策 室</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>〃</p>
---	---

訓 令

長崎県訓令第12号

本 庁
地方機関

長崎県電子署名規程（平成14年長崎県訓令第11号）の一部を次のように改正する。
令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
番号	職名又は組織名等	鍵情報等管守者	番号	職名又は組織名等	鍵情報等管守者
1～9	略		1～9	略	
<u>10</u>	所長	<u>長崎振興局長崎港湾漁港事務 所長</u>			
<u>11～14</u>	略		<u>10～13</u>	略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第633号

指定金融機関の告示（昭和43年長崎県告示第195号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から適用する。

令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項の規定に基づき、県公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関として、次のとおり指定する。 株式会社 十八親和銀行	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項の規定に基づき、県公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関として、次のとおり指定する。 昭和43会計年度 株式会社 十八銀行 昭和44会計年度 株式会社 親和銀行 昭和45会計年度以降の指定は、右の順位により毎会計年度交互に行なうものとする。

長崎県告示第634号

指定代理金融機関の指定（昭和54年長崎県告示第89号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から適用する。

令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
長崎県信用漁業協同組合連合会	1 昭和54会計年度 株式会社 十八銀行 昭和55会計年度 株式会社 親和銀行 昭和56会計年度以降の指定は、右の順位により毎会計年度交互に行うものとする。 2 長崎県信用漁業協同組合連合会

長崎県告示第635号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 2 農山村対策室関係					別表（第2条関係） 2 農山村対策室関係						
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 及び 2 略					1 及び 2 略						
3	長崎県鳥獣被害防止総合対策事業	鳥獣による農作物の被害を防止し、農業経営	次に掲げる事業に要する経費 1 捕獲体制の整備	1 5分の2以	1 知事が適当	3	長崎県鳥獣被害防止総合対策事業	鳥獣による農作物の被害を防止し、農業経営	次に掲げる事業に要する経費 1 捕獲体制の整備	1	1

	費補助 金	の安定を 図る。	狩猟免許 取得に関する 経費	内	と認め る地域 協 議 会、市 町、農 業協同 組合及 び農業 者の組 織する 団体	費補助 金	の安定を 図る。	(1) 狩猟免 許取得に 関する経 費	(1) 5 分の 2以 内	(1) 知 事が 適当 と認め る地域 協議会、 市町、 農業協 同組合 及び農 業者の 組織す る団体
			2 略	2 略	2及び3 略			(2) 地域に おける捕 獲隊の設 置に要す る経費	(2) 定 額。た だし、 1地 区当 たり 5万 円を 限度 とす る。	(2) 知 事が 適当 と認め る地域 協議会 及び市 町
			3 被害防止 体制整備 (1) 「捕獲 隊」設置 に要する 経費 (2) 「棲み 分け対 策」の体 制整備の ために要 する経費	3 定額。 ただし、 1地 区当 たり10万 円を限 度とし、 (1)又 は(2)の み実施 の場合、 1地 区当 たり5万 円を限 度とす る。				3 緩衝帯の 整備	3 定額。 ただし、 1地 区当 たり5万 円を限 度とす る。	2及び3 略
4	ながさ き鳥獣 被害防 止総合 対策事 業費補 助金	市町が作 成する鳥 獣被害防 止計画に 基づく取 組を支援 し、イノ シシ等有 害鳥獣に よる農作	次に掲げる事 業に要する経 費 1 推進事業 (1) 被害防 止活動推 進 ア～キ 略 ク I C	略		4	ながさ き鳥獣 被害防 止総合 対策事 業費補 助金	次に掲げる事 業に要する経 費 1 推進事業 (1) 被害防 止活動推 進 ア～キ 略	略	

	物被害の防止を図る。	<p>工の活用による情報管理の効率化</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>(6) 処理加工施設の 人材育成</p> <p>(7) 鳥獣被害対策実施隊機能強化</p> <p>2 整備事業</p> <p>(1) 鳥獣被害防止施設</p> <p>ア 新規整備</p> <p>イ 再編整備</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>3 略</p>
--	------------	--

	物被害の防止を図る。	<p>(2)~(5) 略</p> <p>2 整備事業</p> <p>(1) 鳥獣被害防止施設</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>3 略</p>
--	------------	--

5及び6 略

5及び6 略

7	長崎県移住体験宿泊費補助金	農山村集落への移住及び定住を促進するため、移住体験の取組を支援する。	農山村集落での移住体験にかかる宿泊費	2分の1以内	農泊実践団体等
---	---------------	------------------------------------	--------------------	--------	---------

4 農業経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1~9 略

10	諫早湾周辺地域カバーアップ導入促進事業費補助金	諫早湾干拓調整池の流域の農地から有機物等の流入を削減することにより、水質の改善を図る。	補助対象者が調整池流域の畑地において、緑肥作物等（カバーアップ）の栽培を行う農家に対し、その種子の購入費用を補助する場合の当該補助に要する経費	10分の4以内	市
----	-------------------------	---	---	---------	---

11~17 略

18	農業支援体制構築推進事業費補助	農業協同組合等が行う外国人材をはじめ、多	農業協同組合等が行う農業支援人材確保に要する経費	4分の1以内	略
----	-----------------	----------------------	--------------------------	--------	---

4 農業経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1~9 略

10	諫早湾周辺地域カバーアップ導入促進事業費補助金	諫早湾干拓調整池の流域の農地から有機物等の流入を削減することにより、水質の改善を図る。	補助対象者が調整池流域の畑地において、緑肥作物等（カバーアップ）の栽培を行う農家に対し、その種子の購入費用を補助する場合の当該補助に要する経費	2分の1以内	市 農業協同組合 農業団体
----	-------------------------	---	---	--------	---------------------

11~17 略

18	農業支援体制構築推進事業費補助	農業協同組合等が行う外国人材をはじめ、多	農業協同組合等が行う農業支援人材確保に要する経費	1/3以内	略
----	-----------------	----------------------	--------------------------	-------	---

	金	様な人材の確保・育成等に向けた取組へ助成する。										
19	就農研修機関設置支援事業費補助金	新規就農希望者に対し研修事業に取り組む農業協同組合等を支援することにより、新規就農者確保の拡大を図る。	新規就農希望者に対する研修機関の設置及び運営初期に要する経費	2分の1以内(ただし、1事業主体あたり、事業実施1年目は120万円、2～3年目は40万円を上限とする。)	農業協同組合等	19	長崎県GAP認証取得・環境整備事業費補助金	地域のモデルとなる農業者に対するGAP認証取得のための環境整備及び審査費用を支援する。	農業者等がGAP認証を取得するために要する経費	10分の10(ただし、別に定める補助金額の上限の範囲内とする。)	農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。)、農業の専門学科を有する教育機関及びその他県が支援の対象とすることが適当と認める者	
20	長崎県就職氷河期世代の新規就農促進事業費補助金	就職氷河期世代の新規就農に向けた研修を支援することにより、地域に定着する農業従事者を緊急的に確保する。	就農に向けて県が認める研修機関で研修を受ける者に対して資金を交付する事業に要する経費	定額(ただし、交付対象期間1年につき1人当たり年間150万円以内とする。)	長崎県青年農業者等育成センター							
21	長崎県農業経営継続支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大により経営に深刻な影響を及ぼし	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者の相談体制を構築するための取組に要す	10分の10以内	農業協同組合 一般社団法人長崎県農業会議							

		ている農業者の経営継続に向けた相談体制を構築するための取組を支援する。	る経費（人件費）		
22	長崎県経営継続事業費補助金	農林業者が新型コロナウイルス感染症の影響を克服し、経営の継続を図るための取組を支援する。	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた取組に要する経費	8分の1以内	国が行う経営継続補助事業実施者
23	農業労働力育成緊急支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による労働力不足を解消するための取組を支援する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による労働力不足解消のため、補助対象者が行う人材確保対策の取組に要する経費	2分の1以内	農業サービス事業者
24	長崎県農業労働力確保緊急支援事業費補助金	共同選果場等において、離職者等の就業、就農に向けた技術習得等の取組を支援する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者を雇用し、共同選果場等へ派遣する取組に要する経費（人件費）	10分の10以内	農業サービス事業者

6 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略			
2	「長崎県茶業振興計画」達成推進事業費補助金	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 略	2分の1以内	長崎県茶業振興協議会

6 農産園芸課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略			
2	「長崎県茶業振興計画」達成推進事業費補助金	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 県産茶の流通消費拡大対策 (3) 略	2分の1以内	長崎県茶業協会

		地の維持 拡大並び に農業所 得向上に 資する。									
3～9 略					3～9 略						
10	長崎県 農業セ ーフテ ィネッ ト推進 強化事 業費補 助金	農業共済 事業及び 保険事業 の振興を 図る。	次に掲げる事 業に要する経 費 (1) 損害防止 対策事業 農業共 済の事故 防止のため に組合 が行う 病虫害防 除及び巡 回指導等 (鳥獣害 対策に係 るものを 除く。)に 要する経 費 (2) 農業保険 制度普及支 援事業 農業保 険法に係 る制度周 知及び普 及のため に組合が 行う活動 に要する 経費	(1) <u>2分</u> の <u>1以</u> 内	農業共済 組合	10	長崎県 農業セ ーフテ ィネッ ト推進 強化事 業費補 助金	農業共済 事業及び 保険事業 の振興を 図る。	次に掲げる事 業に要する経 費 (1) 損害防止 対策事業 ア 農業共 済の事故 防止のため に組合 等が行う 病虫害防 除及び巡 回指導等 (鳥獣害 対策に係 るものを 除く。)に 要する経 費 イ 連合会 が実施す る特定損 害防止事 業に要す る経費 (2) 農業保険 制度及支援 事業 農業保 険法に係 る制度周 知及び普 及のため に連合会 、組合等 が行う活 動に要す る経費	(1) <u>2分</u> の <u>1以</u> 内 イ <u>10分</u> の <u>1以</u> 内	市町 農業共済 組合 農業共済 組合連合 会
11～13 略					11～13 略						
14	チャレ ンジ園 芸1000 億推進 事業費 補助金	令和7年 の園芸産 出額1000 億円達成 を目指し、本県 農林業の 産出額の 約6割を 占める園 芸作物の さらなる 振興によ	次に掲げる事 業に要する経 費 (1) 略 (2) 露地園芸 対策事業 ア 品質向 上のため の設備整 備の取組	略		14	チャレ ンジ園 芸1000 億推進 事業費 補助金	平成37年 の園芸産 出額1000 億円達成 を目指し、本県 農林業の 産出額の 約6割を 占める園 芸作物の さらなる 振興によ	次に掲げる事 業に要する経 費 (1) 略 (2) 露地園芸 対策事業 ア 圃場管 理システ ムによる 作業環境 改善及び 品質向上 のための	略	

				次に掲げるもののリース導入については、 <u>定額</u> ・ <u>温度</u> 、 <u>C</u> 、 <u>O2</u> 、 <u>湿度</u> 等の複数の環境の制御を行うための <u>センサ</u> 一類、 <u>モニタリング装置</u> 等 (3) <u>2分の1以内</u> (4) <u>定額</u>				制御システム一式及び従業員の作業時間等のデータの記録、分析等作業の効率化を図る生産管理システム一式に要する <u>経費</u> <u>定額</u> イ <u>ア</u> 以外のも の <u>2分の1以内</u> (3) <u>定額</u>	が組織する団体 (3) 農業者又は農業者の組織する団体、実需者、県等を構成員とする <u>コンソーシアム</u>		
23	長崎県園芸作物生産転換促進事業費補助金	水田地帯において、水稻等から園芸作物へ作付を転換し、新たな園芸産地を育成する際に必要な技術面及び販売面の課題の解決に向けた取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 園芸作物導入促進 (1) 産地の合意形成に向けた取組 ① 園芸作物導入検討会の開催に係る経費 ② 園芸作物導入産地事例調査の実施に係る経費	1 定額	1 農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織す	23	長崎県園芸作物生産転換促進事業費補助金	水田地帯において、水稻から園芸作物へ作付を転換し、新たな園芸産地を育成する際に必要な技術面及び販売面の課題の解決に向けた取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 産地の合意形成に向けた取組 (1) 協議会の開催に係る経費	1及び2 定額	生産者(個人若しくは法人又は農業関係団体)、実需者及び市町等を構成員とする協議会

			<p>(2) 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組</p> <p>① 園芸作物栽培試験の実施</p> <p>② 実需者ニーズの把握のための調査の実施</p>	<p>2の(1)及び(2)の定額</p> <p>(3)の①及び(2)の2分の1以内</p> <p>(3)の③の定額</p>	<p>る団体</p> <p>2 生産者(個人若しくは法人又は農業関係団体)、実需者及び市町等を構成員とする協議会</p>				<p>(2) 園芸作物の生産体制の整備に係る経費</p>		
2	園芸作物	2の(1)及び(2)の定額							2 品種の選定及び出荷先の確保に向けた取組		
			<p>(1) 産地の合意形成に向けた取組</p> <p>① 協議会の開催に係る経費</p>						(1) 試験栽培の実施に係る経費		
			<p>② 園芸作物の生産及び供給体制の整備に係る経費</p>								
			<p>(2) 栽培技術等の確立に向けた取組</p> <p>① 栽培試験の実施に係る経費</p>								
			<p>② 品種の加工適性試験に係る経費</p>								
			<p>③ G A P・トレサビリティ手法の導入に係る経費</p>								
			<p>④ 販路</p>								

							ス方式による導入等に向けた取組 (1) リース方式による機械及び施設の導入に係る経費 (2) 省力化及び安定生産に必要な生産資材の導入に係る経費 (3) 新規果樹の適正管理体制の導入に係る経費 (4) 栽培技術の確立及び研修会に係る経費	2分の1以内 4の(3)及び(4)定額
--	--	--	--	--	--	--	--	--

7 農産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1及び2 略

3	ながさき茶輸出促進事業費補助金	本県産茶の輸出拡大を図るための取組を支援する。 長崎県産茶の輸出拡大を図るために必要な各種活動に要する経費	補助対象事業費の2分の1以内	長崎県茶業振興協議会
4	長崎県産牛肉等学校給食活用推進事業	新型コロナウイルス感染症拡大により、在庫が増加するなどの影響が生じている県産牛肉等を学校給食に提供し、消費拡大を図る。 (1) 推進会議の開催に係る経費 (2) 食育活動の実施に係る経費 (3) 学校給食への和牛肉等の提供に係る経費 (4) 推進事務費	定額 定額 定額 定額	公益財団法人長崎県学校給食会

7 農産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1及び2 略

3	ながさき花き・茶輸出促進事業費補助金	本県産花き・茶の輸出拡大を図るための取組を支援する。 (1) 花きの輸出拡大を図るために必要な各種活動に要する経費 (2) 長崎県産茶の輸出拡大を図るために必要な各種活動に要する経費	補助対象事業費の2分の1以内	長崎県花き振興協議会 長崎県茶業協会
4	長崎県輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金	海外ニーズに対応した輸出への取組を緊急的・集中的に支援する。 ア 施設等整備事業費 イ 効果促進事業費 ウ 附帯事務費	ア及びイの2分の1以内。ただし、イの事業費は、アの事業費の20パーセント以内とする。 ウ 定額	市町

5	長崎県輸出先国の市場変化に対応した冷凍食品等の家庭食品化又は新たな輸出先国への輸出に必要な規制等への対応のために必要な施設及び設備・機器の整備等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 ア 施設等整備事業費 イ 効果促進事業費 ウ 附帯事務費	ア及びイの1以内。ただし、イはア及びイの合計額の20%以内 ウ 定額	市町
6	長崎県産農水産物販売促進事業	対象品目の販売促進に係るキャンペーン実施に必要な経費	補助対象事業費の2分の1以内 (但し1店舗あたりの補助対象経費の上限は500千円)	県内量販店、直売所、事業協同組合等

8 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5	長崎県乳用牛群検定推進事業費補助金	牛群検定における検定業務に要する経費を補助対象者が補助する場合の当該補助に要する経費	新規加入者及びAT加入者(加入後3年以内)50パーセント以内 継続加入者25パーセント以内	略
6	高品質乳用牛導入事業費補助金	優良な乳用牛の増殖を促進する。 次に掲げる乳用牛の導入に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。 (1)及び(2) 略	(1) 1頭当たり3万円又は購入経費の10分の1のいずれか低い額とす	略

8 畜産課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5	長崎県乳用牛群検定推進事業費補助金	牛群検定における検定業務に要する経費を補助対象者が補助する場合の当該補助に要する経費	新規加入者及びAT加入者(加入後3年以内)50パーセント以内 継続加入者30パーセント以内	略
6	高品質乳用牛導入事業費補助金	優良な乳用牛の増殖を促進する。 次に掲げる乳用牛の導入に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。 (1)及び(2) 略	(1) 1頭当たり3万8,000円又は購入経費の10分の1のいずれか低い額とす	略

14～24 略

25	畜産クラスター構築事業費補助金	地域の畜産収益力向上を図る。	地域の中心的经营体が、地域の収益力向上を図るための施設等の整備に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町及び知事が適当と認める畜産クラスター協議会
----	-----------------	----------------	---------------------------------------	-----------------------	-------------------------

15～25 略

26	畜産クラスター構築事業費補助金	地域の畜産収益力向上を図る。	地域の中心的经营体が、地域の収益力向上を図るための施設等の整備に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町
27	肉用牛パワーアップ事業費補助金	コスト削減に向けた低コスト牛舎の建設をはじめ、既存牛舎、空き牛舎の補改修、増築、移動放牧場の整備及び牧柵の補改修等により増頭を目指す経営体を支援する。	(1) 低コスト牛舎等の施設整備及び機械の導入に係る経費 (2) 移動放牧場の整備及び牧柵の補改修等に係る経費	(1) 2分の1（機械にあっては3分の1）以内。ただし、1事業主体当たり5,000万円を限度とする。 (2) 2分の1以内（牧柵等補改修にあっては10アール当たり3万円を限度とする。）	市町

26及び27 略

28及び29 略

30	飼料生産組織育成事業費補助金	飼料生産に係る労力の削減に向けた、飼料生産組織の設立及び育成を支援する。	検討会及び研修会の開催、先進地域調査、その他飼料生産組織の設立及び育成に向けた取組に必要な経費	定額	市町、畜産クラスター協議会、農業協同組合
----	----------------	--------------------------------------	---	----	----------------------

31～33 略

28～30 略

31	長崎県肉用牛経営体質強化緊急支援事業費補助金	「肥育牛経営強化計画」を策定した意欲ある生産者に対し、販売頭数に応じて支援する。	(1) 「肥育牛経営強化計画」を策定し、体質強化に資する取組メニューのうち2つ以上を実施した生産者へ販売頭	(1) 1頭当たり1万1,000円 (2) 定額	一般社団法人長崎県畜産協会
----	------------------------	--	---	-----------------------------	---------------

			数に応じて 奨励金を交 付するため に要する経 費 (2) (1)の事業 を円滑に実 施するため の推進指導 に要する経 費		
32	長崎県 優良肉 用子牛 生産推 進緊急 対策補 完事業 費補助 金	新型コロ ナウイル ス感染症 拡大に伴 い、県内 子牛価格 が一定の 金額を下 回った場 合、経営 改善に取 り組む意 欲的な繁 殖農家を 支援す る。	県内子牛市場 の平均価格が 黒毛和種で60 万円、褐毛和 種で55万円を 下回り、かつ 国の奨励金が 交付されな かった場合 に、経営改 善の取組メ ニューのうち 2つ以上を実 施した生産者 へ販売頭数に 応じて奨励金 を交付するた めに要する経 費	1頭当た り1万円	農業協同 組合等
33	長崎県 家畜市 場感染 症防疫 体制整 備事業 費補助 金	家畜市場 における 公衆衛生 維持を図 るため、 消毒液散 布機器の 導入を支 援する。	家畜市場開設 者がガイド ラインに基づ き、家畜市場 の公衆衛生維 持のため、消 毒機器等の導 入に要する経 費	4分の3 以内	県内家畜 市場開設 者

9 農村整備課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内 容、対象経費 等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～26 略					
27	長崎県 土地改 良施設 突発事 故復旧 事業補 助金	土地改良 事業等に よって造 成された 施設につ いて、突 発的な事 故により 機能の低 下又は喪 失が生じ た場合に おける機 能回復を	次に掲げる事 業に要する経 費 (1) 現地仮復 旧 (2) 機能回復 を行う復旧 工事 (3) 緊急応急 工事	75パーセ ント以内	市町、土 地改良区 又は土地 改良区連 合

9 農村整備課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内 容、対象経費 等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～26 略				

行い、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資する。

11 林政課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略				

11 林政課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～5 略					
6	森林整備地域活動支援交付金	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため「森林経営計画作成促進」及び森林施業の集約化並びに森林施業の実施の前提となる境界の確認等を行う「施業集約化の促進」の地域における活動を確保するための交付金を、地域活動の実施協定を締結した森林所有者等に交付する市町に対して交付する。	次に掲げる経費 (1) 地域活動に対する支援 ア 森林経営計画作成促進 市町長が、森林経営計画の対象とされていない森林において行う森林経営計画の作成促進活動に要する経費及び市町長が林業事業者等との協定に基づき、森林経営計画の対象とされていない森林において行われる	(1) 積算基礎森林面積1ヘクタール当たりの下記交付単価を上限とする実行経費に基づく定額 ア(ア) 経営委託 2万8,500円 イ 共同計画等 6,000円 ウ 不在村森林所有者加算 (ウ) 及びイへの加算) 1万500円 エ	市町

					<p>森林経営 計画の作 成促進活 動に対し て交付す る森林整 備地域活 動支援交 付金に要 する経費</p>	<p>GP Sに よる 境界 確定 加算 (ウ) への 加算)</p> <p>1万 2,750 円</p>
					<p>イ 森林境 界の明確 化に対す る支援 市町長 が行う、 森林境界 を明確化 する活動 に要する 経費及び 市町長が 、林業事 業体等と の協定に 基づき、 森林境界 を明確化 する活動 に対して 交付する 森林整備 地域活動 支援交付 金に要す る経費</p>	<p>イ(ア) 森林 境界 の確 認に 対す る支 援 1万 2,000 円 イ 森林 境界 の測 量に 対す る支 援 3万 3,750 円 ウ 不在 村森 林所 有者 加算 (ア) 及び イへ の加 算)</p> <p>9,750 円</p>
					<p>ウ 森林経 営計画作 成及び森 林境界の 明確化に 向けた条 件の整備 市町長 がア及び イに関し 行う、森</p>	<p>ウ 3 万円</p>

林経営計
画作成及
び森林境
界の明確
化に向け
た条件の
整備とし
て行う、
対象森林
内に存す
る作業路
網及び対
象森林に
到達する
までの作
業路網の
改良活動
に要する
経費及び
市町長が
ア及びイ
に関し、
林業事業
体等との
協定に基
づき、森
林経営計
画作成及
び森林境
界の明確
化に向け
た条件の
整備とし
て、対象
森林内に
存する作
業路網及
び対象森
林に到達
するまで
の作業路
網の改良
活動に対
して交付
する森林
整備地域
活動支援
交付金に
要する経
費

(2) 推進事務

(1)の事業
の実施に必
要な地域説
明会の開催
等の推進事
務、対象行

(2) 10分
の10以
内

6～10 略

11～15 略

16	長崎県 林業事 業体雇 用確保 対策事 業費補 助金	新型コロ ナ感染症 の影響に より、木 材流通量 が減少す る中、林 業事業体 の雇用の 維持を目 的とする。	公有林等の境 界明確化及び それに付随す る森林作業道 の補修に要す る経費	予算の範 囲内で知 事が別に 定める基 準によ る。	「林業労 働力の確 保の促進 に関する 法律(平成8年 法律第45 号)」に 基づき認 定された 事業体
----	--	---	---	---	---

12 森林整備室関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容 、対象経費 等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 略				
2 造林事 業補助 金	森林の造 成を計画 的及び効 果的に推 進し、森	次に掲げる事 業に要する経 費 (1) 略 (2) 特定森林	10分の4 。ただし 、(1)のう ち森林所 有者等に	略

為の確認事
務及び交付
金の交付事
務に要する
経費

7～11 略

12	長崎県 産材の 品質向 上対策 事業補 助金	県内の製 材加工工 場等の経 営力及び 技術力の 向上を図 るため、 県内製材 加工工場 等が実施 する技術 者等の養 成のため の研修及 び製材品 の日本農 林規格に 基づく認 定の取得 を支援す ること により、 県内での 県産材流 通量の拡 大を図る ことを目 的とする。	次に掲げる事 業に要する経 費 (1) 製材加工 技術等の向 上に向けた 研修の支援 (2) 日本農林 規格に基づ く認定の取 得の支援	予算の範 囲内で知 事が別に 定める基 準による 。	長崎県木 材業者及 び製材業 者登録条 例(昭和 34年長崎 県条例第 3号)に 基づき登 録されて いる事業 体
----	---------------------------------------	--	--	---	--

13～17 略

12 森林整備室関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容 、対象経費 等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 略				
2 造林事 業補助 金	森林の造 成を計画 的及び効 果的に推 進し、森	次に掲げる事 業に要する経 費 (1) 略 (2) 環境林整	10分の4 。ただし 、(1)のう ち森林所 有者等に	略

	<p>林の多面的機能の発揮及び山村の健全な発展に資する。</p>	<p>再生事業 事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う除伐及び森林の基本的な機能の回復を図るための被害森林の復旧や無立木地の造林</p>	<p>よる整備が進みたい森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備並びに(2)のうち地方公共団体、森林整備法人が行う事業については10分の5、(1)のうち森林環境保全直接支援事業（環境）及び(2)のうち森林緊急造成事業（環境）については10分の10以内、(2)のうち保全松林緊急保護整備事業の場合は10分の7とする。</p>		<p>林の多面的機能の発揮及び山村の健全な発展に資する。</p>	<p>備事業 事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う伐捨間伐及び森林の基本的な機能の回復を図るための被害森林の復旧や無立木地の造林</p>	<p>よる整備が進みたい森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備並びに(2)のうち地方公共団体、森林整備法人が行う事業については10分の5、(1)のうち森林環境保全直接支援事業（環境）及び(2)のうち公的森林整備事業（環境）については10分の10以内、(2)のうち保全松林緊急保護整備事業の場合は10分の7とする。</p>
<p>3～6 略</p>				<p>3～6 略</p>			
<p>7</p>	<p>森林整備地域活動支援交付金</p>	<p>森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画による計画的かつ適切な森林整備の推進を</p>	<p>次に掲げる経費 (1) 地域活動に対する支援 ア 森林経営計画作成促進 市町長が、森林経営計画の対象と</p>	<p>(1) 積算 基礎森林面積 1ヘクタール 当たり の下記 交付単価を上限とす</p>	<p>市町</p>		

<p>図るため「森林経営計画作成促進」及び森林施業の集約化並びに森林施業の実施の前提となる境界の確認等を行う「施業集約化の促進」の地域における活動を確保するための交付金を、地域活動の実施協定を締結した森林所有者等に交付する市町に対して交付する。</p>	<p>されていない森林において行う森林経営計画の作成促進活動に要する経費及び市町長が林業事業体等との協定に基づき、森林経営計画の対象とされている森林において行われる森林経営計画の作成促進活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費</p>	<p>る実行 経費に 基づく 定額 ア(ア) 経営 委託 2万 8,500 円 イ 共同 計画 等 6,000 円 ウ 不在 村森 林所 有者 加算 イ(イ) 及び イへ の加 算) 1万 500 円 イ(イ) 森林 境界 の確 認に 対す る支 援 1万 2,000 円 イ 森林 境界 の測 量に 対す る支 援 3万 3,750 円 ウ 不在 村森 林所 有者 加算 イ(イ)</p>
	<p>イ 森林境界の明確化に対する支援 市町長が行う、森林境界を明確化する活動に要する経費及び市町長が、林業事業体等との協定に基づき、森林境界を明確化する活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費</p>	

			活動に対して交付する森林整備地域活動支援交付金に要する経費		
			(2) 推進事務 (1)の事業の実施に必要な地域説明会の開催等の推進事務、対象行為の確認事務及び交付金の交付事務に要する経費	(2) 10分の10以内	
8	長崎県 荒廃森林再生 事業費 補助金	新型コロナ感染症の影響により、木材流通量が減少する中、林業事業体の雇用の維持を目的とする。	事業主体が実施する鳥獣害防止施設等の整備（防鹿ネット）に要する労務費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町

13 農政課、農山村対策室、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

13 農政課、農山村対策室、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略				
6 長崎県消費・安全対策交付金	農畜産物の安全性を確保することにより、安全な食料の安定的な供給に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止及びイ 略 ウ 重要病虫害の特別防除等	略	

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略				
6 長崎県消費・安全対策交付金	農畜産物の安全性を確保することにより、安全な食料の安定的な供給に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及 (3) 伝染性疾病並びに病虫害の発生予防及びまん延防止及びイ 略	略	

7及び8 略

備考 略

14 農山村対策室、農業経営課、農産加工流通課並びに漁政課、漁業振興課及び水産加工流通課（水産部）共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県食料産業・6次産業化交付金	多様な事業者の連携の下で、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組等の推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>6次産業化の推進体制整備事業</u> ア及びイ (2) <u>6次産業化の推進支援事業</u> ア <u>インバウンドを中心とする観光消費の促進</u> イ <u>経済活動としての農福連携の発展</u> ウ <u>2次・3次産業と連携した加工・直売の促進</u> エ <u>新商品開発・販路開拓の実施</u> (3) 略 (4) <u>6次産業化施設整備事業</u> ア～ウ 略 (5) <u>食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業</u> 了 <u>施設等整備事業</u> イ <u>効果促進事業</u>	略	

7及び8 略

備考 略

14 農産加工流通課並びに漁政課、漁業振興課及び水産加工流通課（水産部）共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県食料産業・6次産業化交付金	多様な事業者の連携の下で、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組等の推進を図る。	(1) <u>加工直売の支援体制整備事業</u> ア及びイ (2) <u>加工直売の推進支援事業</u> ア <u>加工適性のある作物導入</u> イ <u>新商品開発及び販路開拓の実施</u> (3) 略 (4) <u>加工・直売施設整備事業</u> ア～ウ 略	略	

15 農産加工流通課並びに水産加工流通課（水産部）共通				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金	海外ニーズに対応した輸出への取組を緊急的・集中的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 ア 施設等整備事業費 イ 効果促進事業費 ウ 附帯事務費	ア及びイの2分の1以内。 ただし、イの事業費は、アの事業費の20パーセント以内とする。 ウ 定額	市町
2 長崎県グローバル産地づくり推進事業補助金	海外市場のニーズに応じた生産・加工体制を構築するためのグローバル産地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善等を支援する。	グローバル産地計画の策定に必要な調査や策定の取組、生産・加工等の体制構築およびグローバル産地計画の検証・改善等に必要な経費	定額	県内の農業者や農業法人、農業団体、並びに県内の漁業者や漁業者の組織する団体等

長崎県告示第636号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除予定保安林の所在場所
諫早市高来町善住寺字大山1106の48・1106の49（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第637号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除予定保安林の所在場所

諫早市高来町善住寺字大山1106の48・1106の49（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第638号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 4 生涯学習課関係						別表（第2条関係） 4 生涯学習課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略						1～5 略					
6	地域子ども教室推進事業費補助金	放課後、土曜日等の子ども の安全・安心な居場所づくりと様々な交流、体験等の機会を提供することで、すべての子どもたちが心豊かに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 ア及びイ 略 ウ <u>地域学校協働活動推進員等の配置</u> (2) 略	略		6	地域子ども教室推進事業費補助金	放課後、土曜日等の子ども の安全・安心な居場所づくりと様々な交流、体験等の機会を提供することで、すべての子どもたちが心豊かに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 ア及びイ 略 ウ <u>コーディネーターの配置</u> (2) 略	略	
7～14 略						7～14 略					

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
五島市	H30年度からR元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 繁敷第五	令和2年9月10日
大村市	H30年度からR元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 福重松原第二	令和2年9月10日
大村市	H30年度からR元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 松原第一	令和2年9月10日
長崎市	H28年度からR元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 目覚町等3区域	令和2年9月10日

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南松浦郡新上五島町榊ノ浦郷878番地

白石 雄二

長崎県南松浦郡新上五島町有福郷269番地1

宮田 久幸

(2) 加入区

若松町西部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

若松漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県南松浦郡新上五島町漁生浦郷133番地

若松漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、福江土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
出 口 勝 博	五島市吉久木町150番地	出 口 勝 博	五島市吉久木町150番地
山 田 清 春	五島市籠淵町1774番地2	山 田 清 春	五島市籠淵町1774番地2
船 越 三 輝	五島市籠淵町1184番地	尾 上 彦 次	五島市籠淵町1162番地2
佐々野 勇 三	五島市籠淵町75番地2	小 田 淳 一	五島市籠淵97番地9
平 山 勝 善	五島市籠淵町1360番地	平 山 勝 善	五島市籠淵町1360番地
田 端 茂	五島市籠淵町2170番地1	田 端 茂	五島市籠淵町2170番地1
出 口 光 男	五島市吉田町2392番地2	出 口 光 男	五島市吉田町2392番地2
丸 尾 久 市	五島市籠淵町115番地第2	丸 尾 久 市	五島市籠淵町115番地第2
出 口 幸 博	五島市吉久木町767番地2	出 口 幸 博	五島市吉久木町767番地2
長 尾 行 雄	五島市三尾野1丁目6番3号	長 尾 行 雄	五島市三尾野1丁目6番3号
田 中 喜 忠	五島市武家屋敷2丁目2番2号	田 中 喜 忠	五島市武家屋敷2丁目2番2号
中 村 耕 二	五島市下大津町855番地	中 村 耕 二	五島市下大津町855番地
田 中 英 人	五島市吉田町2354番地	田 中 英 人	五島市吉田町2354番地
道 端 文 人	五島市籠淵町193番地2	道 端 文 人	五島市籠淵町193番地2
千代田 善 雄	五島市籠淵町585番地	千代田 善 雄	五島市籠淵町585番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
出 口 伝	五島市籠淵町2193番地4	出 口 伝	五島市籠淵町2193番地4
中 尾 泰 彦	五島市籠淵町1174番地	中 尾 泰 彦	五島市籠淵町1174番地
千代田 武 詞	五島市籠淵町489番地2	千代田 武 詞	五島市籠淵町489番地2

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、久賀地区県営土地改良事業計画（区画整理工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年9月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
久賀地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工）
- 2 縦覧期間
令和2年9月25日から令和2年10月23日まで
- 3 縦覧場所
五島市役所農林課

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
リ
ン
ト
弥